プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

本日の検討の概要

（日本基準の開発）

1. 第 311 回企業会計基準委員会(2015 年 5 月 15 日開催)における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について、審議を行っている。

   また、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、収益認識専門委員会において、ご報告頂き、審議を行った。

3. 11 月 4 日開催の第 60 回収益認識専門委員会より、(3)適用上の論点の把握のための文書の公表について、文案の検討を開始しており、本日は当該検討状況についてご審議いただきたい。

4. 当該文書については、以下の構成になっており、それぞれの文案について検討を行う。

   (a) 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（日本基準若しくは我が国における実務との簡略的な比較を含む。）

   (b) IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題（IFRS 第 15 号の概要を含む。）

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。